

## 第5章 参考

### 1 用語解説

あ行
----

---

#### アーカイブス ( p 8 5 )

電子的な文書を恒久的に保存する機能を持つ計算機システム，またはそこに収められている電子的ファイルのこと。

#### 預かり保育 ( p 2 3 , p 4 3 , p 4 4 )

幼稚園において，教育課程に係る教育時間の終了後等に，希望する幼児を対象に行われる教育活動。

#### 阿波っ子スクールサポートチーム ( A S S T ) ( p 2 6 , p 5 1 )

県警察少年サポートセンターと県教育委員会を中心に関係機関が連携し，児童生徒の問題行動への対応や非行防止に関して児童生徒，学校及び保護者への支援活動を行うもの。

#### 栄養教諭 ( p 5 6 )

学校給食の管理と食に関する指導を一体的に行うとともに，コーディネーターとして市町村の学校における食育推進の中核的役割を担う教員。

#### オンリーワンとくしま県民カレッジ ( p 8 6 , p 8 8 )

県民一人ひとりが目的やニーズに応じて生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりのための生涯学習講座 (平成20(2008)年度以降，その機能は県立総合大学校に統合)。

か行
----

---

#### 学校関係者評価 ( p 2 2 , p 4 2 , p 7 5 , p 7 6 )

保護者 ( P T A 役員等 ) ，学校評議員，地域住民，青少年健全育成関係団体の関係者，接続する学校 ( 小学校に接続する中学校など ) の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が，当該学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて，自己評価の結果について評価することを基本として行うもの。

#### 学校給食における地産地消 ( p 5 6 )

地場産物 ( 県内産 ) を「教材」および「食材」として一体的に活用し，地域の自然や産業，文化等について学ぶとともに，学校給食で食し，「食」を総合的に学習する活動。

#### 学校教育指導員（p 8 2）

幼・小・中・高・特別支援学校における学校教育を一層充実させるため、校長及び教員の中から教育委員会が任命し、学校等の要請に応じ、教員に対する指導助言を行う教員。

#### 学校支援地域本部（p 4 1）

地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、教員の子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び、地域の教育力の活性化を図ることを目的とし、中学校区程度に設置され、学校・地域関係者からなる地域教育協議会、地域コーディネーター、学校支援ボランティアから構成される組織。

#### 学校版環境ISO（p 2 8，p 6 1）

ISO14001などの環境規格を参考に、子どもたちが自ら目標を立て、成果をチェックする方法で、学校全体でごみの減量やリサイクル、省エネルギーなどに継続的に取り組む活動を推進するもの。

#### 学校評議員制度（p 4 2）

開かれた学校づくりを推進するため、地域住民等、当該学校の職員以外の者の中から学校評議員を選任し、その意見を学校運営に反映させる制度。

#### 学校訪問指導員（p 8 2）

幼・小・中学校における学校教育を一層充実させるため、退職教員の中から教育委員会が委嘱し、学校訪問指導等に際し、教員に対する指導助言を行う者。

#### 家庭教育支援チーム（p 4 0）

子育てサポーターリーダーを中心に、小学校区程度を活動範囲とする子育てサポーター、保健師、臨床心理士、民生委員等から構成される組織。家庭教育に関する情報提供や相談対応、学習機会のコーディネート等を実施する。

- ・子育てサポーター

子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親の相談に友人のような関係で気軽に応じ、アドバイスを行う者。

- ・子育てサポーターリーダー

子育てサポーターの相互連携の推進、情報交換の機会の提供など、子育てサポーターの資質の向上を図る者。

#### キャリア教育（p 4，p 2 3，p 4 5，p 6 0，p 6 6）

キャリア概念に基づいて、児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。

- ・キャリア

個々人が生涯にわたって遂行する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係づけや価値づけの累積。

### キャリア発達 ( p 4 5 , p 6 0 )

自己の知的, 身体的, 情緒的, 社会的な特徴を一人ひとりの生き方として統合していく過程。

### グローバル化 ( p 1 )

全地球的, 全世界的 ( global ) の意味。人々の社会的, 経済的な活動等が, 国境を越え, 世界的な規模に拡大し, 展開されること。

### 高等教育機関 ( p 8 4 )

教育課程を初等・中等・高等の3つに分類した場合, 最上位の教育課程を担う教育機関。大学・短期大学・高等専門学校などが含まれる。

### 高等養護学校 ( p 2 8 , p 5 9 , p 7 3 )

法令上では「高等養護学校」という区分はないが, 主に知的障害の生徒を対象とし, 高等部のみ設置した特別支援学校。学校教育法の改正により, 平成19(2007)年4月から「養護学校」の名称が「特別支援学校」に変更されたため, 現在は「高等特別支援学校」「高等学園」等の校名を使用する学校も増えてきている。

### 高齢社会 ( p 2 )

高齢化率 ( 65歳以上の人口が総人口に占める割合 ) が14%以上の社会。

高齢化率によって以下のように区分・呼称される。

- ・高齢化社会  
高齢化率7%以上14%未満
- ・高齢社会  
高齢化率14%以上21%未満
- ・超高齢社会  
高齢化率21%以上

### 個別の教育支援計画 ( p 5 8 )

乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って, 障害のある子どもの家庭生活, 地域生活, 余暇生活等に関する支援を, 個々のライフステージに合わせて, 関係する保健, 教育, 福祉, 医療, 労働等の機関が連携して効果的に実施する計画。

### 個別の指導計画 ( p 2 7 , p 5 7 , p 5 8 )

幼児・児童生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう, 学校における教育課程や指導計画, 当該幼児・児童生徒の個別の教育支援計画などを踏まえて, 指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画。

### コミュニケーション能力 ( p 4 3 , p 6 2 )

自分の思いや考えを相手に伝え, しかも相手の思いや考えを正しく把握する能力。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)(p22, p42, p43, p76)

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める取組。

さ行
----

自己実現(p18, p46)

自己の内面にある能力や可能性を、活動を通して最大限に発揮して成長・発達していくこと。

自己評価(p22, p42, p75, p76)

学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップのもとで、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況の把握や取組の適切さ等について行う評価。

史跡(p36, p37, p91, p95, p96)

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもので、文化財保護法等により指定され保護されたもの。

自尊感情(p53)

自分に対して誇りを持ち、自分自身を大切にしようとする気持ち。

指導教諭(p32, p75)

児童生徒の教育をつかさどるとともに、他の教諭等に対して、教育指導の改善・充実のために必要な指導・助言を行う教員。

社会教育委員(p89, p90)

社会教育法の規定に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案することや、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べることなどの職務を行う者。都道府県及び市町村に置かれ、定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定められている。

社会教育指導員(p83)

社会教育に関して見識を有する者の中から市町村教育委員会が任命し、市町村教育委員会、公民館等に配置され、家庭教育などの直接指導、学習相談、または社会教育団体の育成等に当たる者。

社会教育主事(p89)

都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれ、一定の資格を有し、社会教育法の規定に基づき、社会教育を行う者に、専門的・技術的な助言と指導を行う者。

#### 主幹教諭（ p 3 2 , p 7 5 ）

校長等を助け、命を受けて校務の一部を整理するとともに、児童生徒の教育等をつかさどる教員。

#### 小1プロブレム（ p 4 8 ）

小学校に入学したばかりの小学1年生が、集団行動をとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続する状態。

#### 小中一貫教育（ p 2 5 , p 4 8 ）

9年間を見通し、一貫した教育課程を編成するなど、小中学校間のよりスムーズな接続と連携を図り、一貫した系統性のある教育。

#### 情報セキュリティ（ p 6 2 , p 6 3 ）

情報の機密性（許可されていない個人、団体等に対して、情報を使用不可又は非公開にすること）、完全性（資産の正確さ及び完全さを保護すること）及び可用性（許可された団体等が要求したときに、アクセス及び使用が可能であること）を維持すること。

#### 情報セキュリティポリシー（ p 6 3 ）

情報の機密性や完全性、可用性を維持していくために規定する組織の方針や行動指針をまとめたもの。

#### 情報モラル教育（ p 3 , p 6 2 , p 6 3 ）

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成するための教育指導。

具体的には、

情報収集時における適正な手続き、著作権等の尊重、情報の信頼性の確認

情報発信時におけるプライバシーの保護、発信内容の正確性・信頼性に対する責任

コミュニケーション時におけるマナー遵守やTPO(時(time)・所(place)・場合(occasion))

に応じたやりとり

等が含まれる。

#### 食育（ p 2 6 , p 5 3 , p 5 5 , p 5 6 , p 8 7 ）

「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

#### 人格の完成（ p 1 8 ）

人間の備えるあらゆる能力を可能な限りかつ調和的に発展させること。教育の目的として普遍的なものである。

#### スクールアドバイザー（p 5 1）

学校等へ派遣し，教職員等の資質及び指導力の向上を図るとともに，児童生徒・保護者へのカウンセリング等を行う教育相談の専門家。

#### スクールガード（p 3 2，p 4 2，p 7 3）

学校や通学路で子どもたちを見守る学校安全ボランティア。

#### スクールカウンセラー（p 2 5，p 5 1）

児童生徒の心理的な問題などに関して高度に専門的な知識・経験を有し，解決のために援助・助言を行う専門家。

#### スクールソーシャルワーカー（p 2 6，p 5 1）

児童生徒の問題状況に応じて，家庭や学校，医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行い，児童生徒の問題解決を支援していく教育・福祉の専門家。

#### スクールヘルスリーダー（p 2 6，p 5 5）

メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患などの現代的な健康課題等を有する子どもへの個別の対応方法等について，養護教諭その他の教職員への指導にあたる，学校における養護活動の知識や経験を有する者。

#### 専門高校（p 3 8，p 4 4，p 4 5，p 6 0，p 6 5，p 7 3）

農業・工業・商業など職業に関する教育を行う高等学校。

#### 総合型地域スポーツクラブ（p 1 6，p 3 5，p 9 2）

地域住民が主体的に運営し，地域のだれもが定期的・継続的に複数のスポーツに参加できる総合的なスポーツクラブ。

た行
----

#### 男女共同参画社会（p 1）

男女が社会の対等なパートナーとして，自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画していくとともに，均等に利益を享受し，かつ責任を担うことのできる社会。

#### 地域コーディネーター（p 2 2，p 4 1）

学校支援地域本部において，学校・地域関係者からなる地域教育協議会からの学校支援ボランティア派遣並びにボランティアとの合同行事開催の要請を受け，ボランティアの募集・登録，派遣のための連絡調整を主に行う者。

#### 地域コミュニティ（p 91, p 92）

同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついている社会。

#### 中1ギャップ（p 48）

小学生から中学1年生になり、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増するという現象。

#### 中高一貫教育（p 30, p 65）

中学1年から高校3年までの6年間を一連の中等教育として捉える教育方式。

次の3つの実施形態がある。

- ・中等教育学校  
一つの学校として一体的に中高一貫教育を行うもの。
- ・併設型の中学校・高等学校  
高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。
- ・連携型の中学校・高等学校  
異なる設置者による中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深める形で中高一貫教育を実施するもの。

#### 昼夜間定通独立校（p 65）

昼間及び夜間に授業を行う定時制と自宅で自学自習を基本とする通信制の2つの課程を持った独立した学校。

#### 通級指導教室（p 27, p 58, p 59）

小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い児童生徒に対して、障害に応じた特別な指導を行う教室。

#### ティームティーチング（p 25, p 47, p 48, p 49）

複数の教員が協力して指導計画、学習指導案の作成等を行いながら授業を行うこと。

#### 道州制（p 6）

「地方のことは地方で決める」ことができるよう、現在の都道府県を廃止し、全国を数ブロックから10数ブロック単位の「道州」に再編すること。

#### 徳島県学校改善支援プラン（p 24, p 47）

平成19(2007)年度実施の全国学力・学習状況調査や徳島県学力調査結果から明らかになった本県児童生徒の学力や学習状況の課題等を踏まえ、教育施策や各学校における教育指導を改善支援するために策定したプラン。

#### 徳島県学校食育指導プラン（p 26, p 55, p 56）

徳島県食育推進計画に基づき、子どもが「食」について系統的・計画的に学ぶことができるよう、実態に即した食育推進計画を作成するなど、学校における食育の指導体制を整備するために策定したプラン。

#### 徳島県食育推進計画（p 5 5）

県民が生涯にわたり、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、家庭、学校・保育所、地域、職場等を中心に、関係者が連携して、食育を推進するための基礎となるものとして策定した計画。

#### 徳島県人権教育推進方針（p 7 7 , p 7 8 , p 8 2）

平成16(2004)年2月に県教育委員会が策定した本県人権教育を推進するための方針。人権尊重の理念として、一人ひとりの人権が調和的に行使される「人権の共存」を掲げ、人権教育の推進に際して、普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチの双方を加味することの重要性を述べている。

#### とくしまスポーツ憲章（p 3 5 , p 9 2）

「とくしまスポーツ王国づくり」推進の指針として、平成20(2008)年1月に制定。

運動好きで健やかな子どもたちが育つ「元気なとくしま」

生涯にわたってスポーツを楽しむ「豊かなとくしま」

世界にはばたくトップアスリートが育つ「輝くとくしま」

親睦や交流の場としてスポーツに親しむ「ふれあいとくしま」

の4つの“私たちがめざすこと”を提案し、県民運動としてスポーツ振興の気運を醸成する。

#### 特定健診（p 7 1）

医療保険者（国保・被用者保険）が、40～74歳の加入者（被保険者・被扶養者）を対象として、毎年度、計画的に（特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき）実施する、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査。

#### 特定保健指導（p 7 1）

医療保険者（国保・被用者保険）が、特定健康診査により健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に（特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき）その必要度に応じ実施する、「情報提供」・「動機付け支援」・「積極的支援」の保健指導。

#### 特別支援学校（p 2 2 , p 2 6 , p 2 7 , p 2 8 , p 3 2 , p 3 3 , p 5 6 , p 5 7 , p 5 8 , p 5 9 , p 7 3）

障害を持った子どもについて、手厚くきめ細やかな教育を行うために設けられている学校。

幼児・児童生徒の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、平成19(2007)年4月の学校教育法の改正により従前の盲学校、聾学校及び養護学校が一本化された名称。

#### 特別支援教育（p 4 6 , p 5 6 , p 5 7 , p 5 8 , p 5 9）

障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行う教育。

特別支援教育コーディネーター（ p 5 7 , p 5 8 , p 5 9 ）

校内委員会・校内研修の企画・運営，関係諸機関・学校との連絡・調整，保護者からの相談窓口など，校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員。

特別支援教育支援員（ p 5 8 ）

小・中学校等において，発達障害を含む障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行う者。

特別支援教育巡回相談員（ p 5 6 , p 5 8 ）

幼稚園，小学校，中学校，高等学校等を巡回し，教員に対して，LD（学習障害），ADHD（注意欠陥／多動性障害），高機能自閉症等のある幼児・児童生徒に対する指導内容・方法に関する相談・助言等を行う者。

な行

---

南海地震（ p 7 2 , p 7 3 ）

南海トラフ沿いの紀伊半島から四国沖を震源地として，およそ90～150年の周期で発生する巨大地震。今後30年以内に50%の確率で発生し，死者数は最大で約4,300人と予想されている。

ニート（ p 4 , p 6 0 ）

15歳～34歳で，非労働力人口のうち，家事も通学もしていない者。

（厚生労働省「労働経済白書（平成20年版）」）

高校や大学などに通学しておらず，独身であり，ふだん収入になる仕事をしていない，15歳以上35歳未満の個人。

（内閣府「青少年の就労に関する研究調査」）

認定こども園（ p 4 3 , 4 4 ）

幼稚園，保育所等のうち，以下の機能を備え，各都道府県知事から認定を受けた施設。

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

（保護者が働いている，いないにかかわらず，教育・保育を一体的に行う機能）

地域における子育て支援を行う機能

（すべての子育て家庭を対象に，子育て不安に対応した相談活動や，親子の集いの場の提供などを行う機能）

は行

---

パートナーシップ（ p 3 8 ）

県民，民間団体，事業者，行政といった地域の各主体が，それぞれの責務と役割に基づき，相互に協力・連携して取組を進めること。

肥満度 ( p 5 4 )

肥満度 ( 過体重度 )

$$= [ \text{実測体重 (kg)} - \text{身長別標準体重 (kg)} ] / \text{身長別標準体重 (kg)} \times 100\%$$

副校長 ( p 3 2 , p 7 1 , p 7 5 )

校長を助け、命を受けて校務をつかさどる教員。

フリーター ( p 4 , p 6 0 )

15歳～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者のうち、

- ・雇用者のうち「パート・アルバイト」の者。
- ・完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者。
- ・非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者。

(厚生労働省「労働経済白書(平成20年版)」)

文化財 ( p 3 6 , p 3 7 , p 9 1 , p 9 4 , p 9 5 , p 9 6 )

文化、歴史、学術などの見地から価値を持ち、保護・保存の必要がある有形・無形の文化遺産。文化財保護法による文化財の種類は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物(史跡・名勝・天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群等があり、指定、選定、登録の対象になっている。このほか、埋蔵文化財(土地に埋蔵されている文化財の総称)が、保護の対象となっている。

放課後子ども教室 ( p 2 2 )

地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する、すべての子どもを対象とした、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)。

放課後子どもプラン ( p 2 2 , p 4 1 )

平成19(2007)年度から文部科学省所管の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業」の連携により、原則として、すべての小学校区で放課後等における子どもの安全で安心な活動拠点(居場所)を確保しようとする総合的な放課後対策事業。

ま行
----

メンタルヘルス ( p 3 1 , p 5 4 , p 6 9 , p 7 0 , p 7 1 )

mental health。「精神保健」と訳され、精神(心)の健康を保つこと。

モンテッソーリ教育法 ( p 6 7 )

イタリアの医師マリア・モンテッソーリが20世紀初頭に考案した教育法。自由に教具に触れさせる体験を通じて量感覚を理解させるなど、子どもの知的好奇心を尊重した教育法で、欧米を中心に広く普及している。

や行
----

---

#### ユニバーサルデザイン（p 72）

年齢，性別，身体的能力，言語などにかかわらず，あらかじめ多様なニーズを考慮し，すべての人が安全に安心して，簡単かつ快適に利用できるように，施設，製品，サービスを計画，設計する考え方。

#### 幼児教育（p 43，p 44，p 67）

生後から小学校就学前の時期の幼児を対象として，幼児が生活するすべての場において行われる教育の総称。具体的には，幼稚園等における教育，家庭における教育，地域社会における様々な教育活動を含む，広がりをもった概念として捉えられる。

ら行
----

---

#### ライフスタイル（p 5，p 39，p 65）

衣食住など日常の暮らしから，娯楽，職業・居住地の選択，社会とのかかわり方まで含んだ，広い意味での生き方のこと。

#### ライフステージ（p 81）

出生から，学校卒業，就職，結婚，出産，子育て，リタイアなどの人生の節目によって変わる生活に着目した区分。

わ行
----

---

#### ワーク・ライフ・バランス（p 5）

仕事と家庭生活を調和させることで，働く人が仕事上の責任と育児や地域活動等の両者を無理なく実現できる状態のこと。

#### ワンストップ（p 85）

申請・届出等の手続に際し，複数箇所または複数回にわたり，行政機関を訪れることが必要なものについて，オンライン化等により，究極的には1箇所または1回で，各種の行政サービスを提供すること。ワンストップサービス。

A L T ( p 6 2 )

Assistant Language Teacher の略。外国語指導助手。主に全国の中・高等学校において日本人外国語教員と協力して協同授業を行うほか、クラブ・部活動や教員との交流などの活動を行う。

I C T ( p 3 , p 2 9 , p 4 4 , p 6 2 , p 8 5 , p 8 7 )

Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。

N P O ( p 8 4 , p 9 8 )

Non-Profit Organization の略。民間非営利団体。保健・医療・福祉、環境等の様々な分野で、社会的・公益的な活動を組織的・継続的に行う組織のこと。

このうち、「NPO法人」とは特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

・法人格

個人以外で権利や義務の主体となり得るもの

O J T ( p 7 5 )

on-the-job training の略。職場内研修。

S E L H i ( p 4 8 )

スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールの略。文部科学省では、「英語が使える日本人」の育成を図るため、英語教育を重点的に行う高等学校を「スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール」に指定し、英語教育を重視したカリキュラムの開発や中学校・大学等や海外姉妹校との効果的な連携方策等についての実践研究を実施している。

S S H ( p 4 5 , p 4 8 )

スーパーサイエンスハイスクールの略。文部科学省では、将来の国際的な科学技術系人材の育成を図るため、科学技術・理科、数学教育に関する研究開発を行う高等学校及び中高一貫教育校を「スーパーサイエンスハイスクール」に指定し、理科・数学に重点を置いたカリキュラムの開発や大学等との連携による先進的な理数系教育を実施している。